

電動キックボードの**交通ルール**が一部変更
 令和5年7月1日から、一定の基準に
 該当する電動キックボードが
 「特定小型原動機付自転車」として定められました。
 正しく交通ルールを理解し、安全に利用しましょう。



～特定小型原動機付自転車とは～

車体の大きさ	長さ190cm以下 幅60cm以下
原動機	定格出力が、0.6kw以下の電動機を用いること
最高速度	構造上の最高速度が20km/h以下であること (最高速度の変更ができるものは、走行中に変更 ができないこと。)
仕組み	AT機構であること
最高速度 表示灯	灯火が緑色で、点灯又は点滅するものが備えら れていること。※特例特定小型原動機付自転車 の場合は、最高速度表示灯を点滅させることが必須
その他	自賠責保険(共済)の加入義務
	ナンバープレートの取得と取付義務
運転者の 遵守事項	16歳以上であること(免許不要)
	ヘルメットの着用は努力義務
通行は車道が原則(自転車道、普通自転車通行帯の通行可) ※6km/hを超えず、特例特定小型原動機付自転車の条件を満たし、最高速度表示灯を点滅させた場合は、特 定の歩道や路側帯の通行も可能	

主な保安基準項目

特定小型原動機付自転車の主な交通ルール

車道の左端を通行 	信号を守る 	二段階右折で曲がる 	一時停止は止まる
飲酒運転の禁止 	スマートフォン等の使用禁止 	傘さし運転の禁止 	二人乗りの禁止